

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべ わかもの すこ そだ
全てのこどもや若者の健やかな育ちを
かてい ちい きしゃかい ちから あ みまも
家庭と地域社会が力を合わせて見守り、
ささ
支えるまち まるがめ

全てのこどもや若者が、自分の年齢や発達に応じて意見を言えたり、社会に参加したりできる機会を得ることが大切です。また、こどもや若者は、本市の未来を担う大切な宝です。しかし、現代社会では、こどもや若者、そして子育て家庭を取り巻く環境がより複雑になっています。

性別や障がいの有無、経済状況、国籍に関係なく、全てのこどもや若者が健やかに成長できるよう、包括的で公平な支援体制を強化します。子育ての責任は保護者にありますが、社会全体でこどもや若者を支えることが求められています。家庭、学校等、地域、企業、行政が協力して、安心して子育てができる社会を目指します。

地域社会が力を合わせ、こどもや若者の最善の利益を第一に考え、夢の実現や健やかな成長を支えることが重要です。そして、安心してこどもを産み、育てることができ、喜びや楽しみを感じながら子育てができるまちを目指します。



2 基本指針

本計画は、次の4つの基本的な指針に基づき、総合的な施策の展開を図ります。

基本指針

I 全てのこどもの人権を尊重する

全てのこどもや若者の基本的な人権が保障され、自分の意見を持ち、社会に参加することは重要です。大人は、こどもの年齢や発達段階に応じてその意見を尊重し、意見を持つための環境を整える必要があります。特に困難な状況にあるこどもや意欲が低いこどもの声にも配慮し、意見を表明する機会を提供することが大切です。こどもの意見を政策に反映し、その結果をフィードバックすることで、より意見を出しやすくなる環境を整えます。

基本指針

II 全てのこどもと子育て家庭への支援

貧困や格差の解消は、こどもや若者が安心して成長するために重要です。全てのこどもが必要な支援を受けられるよう、地域や民間団体が協力し、積極的にサポートします。より困難な家庭には経済的負担の軽減を含む総合的な支援を提供し、貧困が世代間で連鎖しないよう努めます。また、支援に関わる者の環境改善を図り、支援の質を向上させることで、こどもの権利が尊重される社会を目指します。

基本指針

III 子育てにやさしい社会づくり

少子化対策や貧困防止には、若い世代が仕事と生活を両立しやすい環境づくりが重要です。結婚や子育ては個人の自由な選択に基づくことを前提としながらも、男女ともに働きながら子育てを協力して行える社会としていくことが求められます。性別による役割の意識にとらわれない考え方を広め、企業や地域社会がこどもや若者を支援することで、安心して子育てできる環境づくりを進めていくことが必要です。

基本指針

IV ライフステージを意識した切れ目ない支援

こどもの成長は個々に異なり、年齢に応じた支援が必要であるとともに、支援は特定の時期で終わらず、市全体としての包括的な支援体制の中で教育、保育、医療、福祉などの分野が連携し、継続的に行っていく必要があります。また、孤立を防ぎ安心して育てられる環境整備が重要で、家庭、学校等、地域が一体となり、こどもとその家族を支える体制づくりが求められます。

1 計画の策定に
当たって

2 こどもと家庭を
取り巻く状況

3 計画の基本的な
考え方

4 次世代育成
支援行動計画

5 子ども・子育て
支援事業計画

6 こどもの
ひかり計画

7 子ども・
若者計画

8 計画の推進体制
と進捗管理

資料編

3 基本目標

本計画では、基本理念の実現のため、基本指針に沿った以下の3つを基本目標に掲げます。

基本目標1 こどもを育む家庭を支援します

市民が安心してこどもを産み、健やかに育てるためには、妊娠届出から就学まで、切れ目なく包括的に家庭を支援することが重要であり、特に、親の不安を軽減するための相談支援の充実が不可欠です。適切な情報提供に加え、就学前の保育・教育環境の整備や子育てサービスの充実を図りながら、児童虐待への対策や支援が必要な家庭にも配慮し、全ての家庭を支える体制を整えます。

<施策の展開>

- (1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 相談支援・情報提供
- (3) 地域における多様な保育ニーズ等への対応
- (4) 児童虐待防止対策
- (5) 家庭の教育力の向上
- (6) 経済的支援
- (7) 配慮が必要な家庭への支援

基本目標2 こどもの健やかな成長を支援します

こどもたちが将来、自立した大人へと成長するためには、夢を描き、その夢を実現するために誇りと自信を持って努力を続けていくことが重要です。また、他者を思いやる優しい心や、知識・道徳・体力をバランスよく育てることが求められます。地域におけるこどもの居場所づくりをはじめ、健康や食育の推進、さらにはいじめ、不登校、障がい児支援など、多岐にわたる課題に対応しながら、こどもたちが夢に向かって健やかに成長し、自立できるよう支援していきます。

<施策の展開>

- (1) 遊び場・こどもの居場所づくり
- (2) 総合的な放課後児童対策
- (3) いじめ・不登校対策
- (4) 有害環境対策と非行等防止対策
- (5) 成人期に向けての健康づくり・保健対策
- (6) こどもの心身の育ちを助ける食育の推進
- (7) 人間性や個性を育む環境整備
- (8) 総合的・継続的な障がい児支援

基本目標3 安心して子育てできる地域社会の環境整備を図ります

こどもが生き生きと学び、のびのびと遊べ、子育て中の保護者が安心して働き、暮らせる頼もしい地域社会づくりが求められます。こどもの交通安全や犯罪被害に遭わないための対策に加え、こどもや子育て家庭が安心して外出できるようなまちづくりを推進するとともに、保護者が安心して子育てできるよう、仕事と子育ての両立支援を行います。また、こども・子育てに関わる人材の確保や育成も重視して取り組みます。

<施策の展開>

- (1) 安全・安心なまちづくり
- (2) 子育てバリアフリーのまちづくり
- (3) 仕事と子育てが両立できるまちづくり
- (4) 人材育成・支援

